

# 群馬県後期高齢者医療広域連合議会請願書及び陳情書取扱規程

平成19年8月28日

議会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年議会規則第1号）第2章に規定する請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提出方法)

第2条 請願書等のあて先は議長とし、持参、郵送その他任意の方法により提出できるものとする。

(提出期限等)

第3条 定例会において新たに審査の対象とする請願書等の提出期限は、当該定例会の招集日の5日前（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日の午後5時までとする。

2 前項の提出期限後に提出された請願書等は、原則として次の定例会において審査する。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(紹介議員)

第4条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。

2 請願の紹介については、正副議長は、紹介議員になることを自粛する。

3 紹介議員は、その請願が審査されるときは、議長の要求に応じて説明しなければならない。

4 議会の議題とされた後に、紹介議員の死亡若しくは辞職又は紹介議員の取消しにより紹介議員がいなくなった場合については、請願書は引き続き請願として取り扱う。

(請願書の形式及び記載事項)

第5条 請願書は、次に掲げる要件を備えたものであることを要し、様式第1号のとおりとする。

(1) 邦文であること（点字の場合は訳文を付けること。）。)

(2) 要旨が記載されていること。

(3) 提出年月日が記載されていること。

(4) 請願者の住所（法人その他の団体の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人その他の団体の場合にはその名称を記載し、代表者）の署名又は記名押印があること。

(5) 表紙に請願を紹介する議員の署名又は記名押印があること（以下「議員の紹介」という。）。

2 請願者多数の場合は、代表者を定めるものとし、代表者の定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。

3 請願書において、内容が数項目にわたる場合は、なるべく別書きにする。（請願書の受理等）

第6条 提出された請願書については、議会書記において收受し、請願書受付簿（様式第2号）に記載の上、收受印を押す。

2 議会書記は、收受した請願書について前条第1項の要件を確認し、受理することが適当と認められるものは、請願書受理簿（様式第3号）に記載の上、議長の閲覧を受けなければならない。この場合において、請願書受理簿は、提出の順に番号を付し、暦年により整理しなければならない。

（請願文書表）

第7条 議長は、請願文書表（様式第4号）を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

（請願書の審査及び処理）

第8条 請願書は、次に掲げる区分に従い処理する。

(1) 採択 請願内容が妥当で、実現の見込みがあると認められるもの

(2) 趣旨採択 請願をそのまま認めることは困難であるが、趣意が妥当と認められるもの

(3) 一部採択又は一部趣旨採択 請願内容のうち一部について、採択又は趣旨採択することが適当と認められ、他は認めがたいもの

(4) 不採択 請願内容が権限外の事項であるもの、実現の見込みが極めて困難と認められるもの又は採択することが不適当と認められるもの

2 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求する。

3 請願の審査に当たり、執行機関の意見を聴取することができる。

（請願者への通知）

第9条 前条第1項による審査の結果は、採択通知書及び趣旨採択通知書（様式第5号）又は不採択通知書（様式第6号）により請願者に通知するものとする。

（請願書の取下げ）

第10条 請願者は、受理後請願書を取り下げようとするときは、議会の議題とされる以前のものについては、議長の承認を得て取り下げることができる。

2 受理後議会の議題とされたものについては、議会の意思決定前に限り、議会の同意を得て取り下げることができる。

3 前2項の承認又は同意を得ようとするときは、取下げ願（様式第7号）を提出しなければならない。

（請願の紹介の取消し）

第11条 受理後の請願書について、議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の議題とされる以前のものについては、議長の承認を得て取り消すことができる。

2 受理後議会の議題とされたものについては、議会の意思決定前に限り、議会の同意を得て取り消すことができる。

3 前2項の承認又は同意を得ようとするときは、紹介を取り消す理由を記載した取消申出書（様式第8号）を提出しなければならない。

（陳情書の取扱い）

第12条 陳情書は、紹介議員に関する部分を除き、請願書の例により取り扱うものとする。

（会議の議題とする陳情書）

第13条 陳情書を会議の議題とする場合は、形式及び受理要件を備えたものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の議題としない。

（1）提出に際して、議長のもとに郵送されたもの

（2）陳情書が本広域連合の区域の住民以外からのもの

（3）陳情の内容において、議長が処理できるもの

（4）陳情内容が、本広域連合の権限に関与しない事項で、国及び県等の施策にその対応が委ねられているもの

（要望書等の取扱い）

第14条 請願書等以外の要望書等の名称を付した文書は、一般文書と同様の取扱いとし、請願書等の取扱いと区分する。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、平成19年8月28日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表 紙）

平成 年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長 様

請願者 住 所

氏 名 印

電話番号

紹介議員 氏 名 印

についての請願

(内 容)

要 旨







様式第4号（第7条関係）

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 号	受理年月日	平成 年 月 日
件 名			
提 出 者	住所（所在地） 氏名（名称）		
紹介議員			
要 旨			

様式第5号（第9条関係）

（ 採 択 通 知 書 ）

群広議第 号

平成 年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長

印

請 願 審 査 結 果 通 知 書

あなたほか 人から 年 月 日付けで提出された  
についての請願は、 年 月広域連合議会定例会において採択されました。  
なお、関係方面にこの旨を伝達しておきましたので申し添えます。

※「採択」とは、請願内容が妥当で、実現の見込みがあると認められるものです。

( 趣 旨 採 択 通 知 書 )

群広議第 号

平成 年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長 印

請 願 審 査 結 果 通 知 書

あなたほか 人から 年 月 日付けで提出された  
についての請願は、 年 月広域連合定例会において趣旨が採択されました。  
なお、関係方面にこの旨を伝達しておきましたので申し添えます。

※「趣旨採択」とは、請願をそのまま認めることは困難ですが、趣意が妥当と認められるものです。

（ 不 採 択 通 知 書 ）

群広議第 号

平成 年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 印

請 願 審 査 結 果 通 知 書

あなたほか 人から 年 月 日付けで提出された  
についての請願は、 年 月広域連合定例会において不採択となりました。

理 由

※「不採択」とは、請願内容が権限外の事項であるもの、実現の見込みが極めて困難と認められるもの又は採択することが不相当と認められるものです。

様式第7号（第10条関係）

（ 取 下 げ 願 ）

平成 年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 様

請願者 住 所

氏 名 印

電話番号

請 願 書 取 下 げ 願

平成 年 月 日付けで提出した下記の請願は、  
により取り下げたいので許可（承認）願います。

記

についての請願

様式第8号（第11条関係）

（ 取 消 申 出 書 ）

平成 年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 様

紹介議員 氏 名 印

紹介議員取消申出書

平成 年 月 日付で提出した下記請願の紹介は、

により取り消したいので同意（承認）願います。

記

についての請願